

東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (実施体制) 第18条 (略) 2 前項の短期留学プログラムの運営に関し、<u>必要な事項を審議するため、科学技術短期留学プログラム実施専門部会を置くものとする。</u> 3 (略)</p>	<p>本則 (実施体制) 第18条 (略) 2 前項の短期留学プログラムの運営に関し必要な事項は、<u>グローバル教育院国際教育交流プログラム部会で審議するものとする。</u> 3 (略)</p>	

附 則(平成30年9月3日細則第18号)

この細則は、平成30年9月3日から施行し、平成30年4月1日から適用する。